

第30期第2回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成27年3月23日(月) 9:30~11:35
開催場所	ワークピア横浜2階「くじゃく」
出席委員	新井委員 飯田委員 岩本委員 影山委員 柏委員 神長委員 櫻井委員 佐々木委員 佐野委員 新保委員 天明委員 戸塚委員 長谷山委員 細川委員 増田委員 松橋委員
欠席委員	亀澤委員 菊池委員 高橋委員 松原委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 保育所及び家庭的保育事業等の認可について</p> <p>(2) 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正にかかる意見書のとりまとめについて</p> <p>2 部会の開催状況について</p> <p>(1) 里親部会</p> <p>(2) 保育部会</p> <p>(3) 児童部会</p> <p>(4) 障害児部会</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 児童虐待対策の推進について</p> <p>(2) 児童虐待による死亡事例の検証について</p> <p>(3) 横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用について</p> <p>(4) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(5) 平成27年度予算について</p> <p>(6) 横浜市児童福祉審議会の新たな審議事項について</p>
議事	<p>1 議題</p> <p>(1) 保育所及び家庭的保育事業等の認可について</p> <p>横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、非公開で審議</p> <p><b>○増田委員</b></p> <p>保育部会のほうで、審議をいたしました状況について申し上げます。</p> <p>家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については、全案件を認可することを部会の意見としましたが、これに際しまして、保育を担っていく人をチェックし、保育の質の確保や地域への貢献を行政としてしっかり見ていってほしいということを附帯意見として述べました。また、保育所につきましては、本日の資料に加えまして事業者が作成しました整備計画概要の書類をもとに、保育所の認可及び補助金交付対象の選定について審議を行いました。事務局案のとおり採択することを部会の意見としましたが、これに際しましても、実際の保育内容等につきましても、行政として責任を持って質の確保に取り組んでいってほしいということを附帯意見として述べました。</p> <p>⇒児童福祉審議会として、保育・教育部会の附帯意見を含んだ上で、案の通り了承</p>

(2)「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正にかかる意見書のとりまとめについて

事務局より説明

**○増田委員**

検討のプロセスの中で、当分の間の措置であるということをしつかりと認識しながら、保育の質の確保ということを考えていただきたいということを付け加えさせていただきます。

**○新保委員**

法人が産休・育休、それ以外の理由によって保育士の確保が困難になった場合、どのような対応をするのか伺いたい。

**○事務局**

現在、施設等については横浜市独自の助成制度として、産休代替職員の部分の雇用費等について助成をしております。1つはそういうことで、委員がおっしゃられましたように、第一義的には施設等で人員等を確保していただくということは基本的なスタンスではございます。ただ昨今、非常に保育士確保が全般に困難ということもございますので、基本的に保育士の確保策については、さまざまな潜在保育士の発掘等を含めて、保育士・保育所支援センターということで県と共同で人材の発掘と求職・求人とのマッチング等も行っております。そういったことを活用していただきながら、産・育休等についてはある程度事前にわかる内容でございますので、基本的には施設のほうで対応していただくということで考えております。具体的に今の段階ではまだそういった厳しい状況になったというご相談までは受けてはおりませんが、個別の条件がございましたら、基本的には子どもの保育を継続するという大前提に個別に対応を、いろいろな支援、そのほかの具体的な支援については検討させていただきますと思っています。

⇒児童福祉審議会として、案の通り了承

**2 部会の開催状況について**

前回総会（平成26年11月17日）後、本会議までの里親、保育、児童、障害児部会の審議内容について報告。

**3 報告事項**

(1) 児童虐待対策の推進について (2) 児童虐待による死亡事例の検証について

事務局より (1)、(2) 合わせて説明

**○天明委員**

資料7の対策3で要保護児童等の進行管理台帳システムというものが稼働するようになっていますが、これは今回は全国的なレベルで事件は起きていますが、どのあたりを想定したのですか。

**○事務局**

まず市の中での情報をきちんと共有し、区と児童相談所の連携を進めるためのシステムでございます。

**○天明委員**

いずれ全国に波及するという可能性もあるわけですか。

**○事務局**

これ自体は横浜市の独自のものでございます。居所不明対策としましては、国のレベルでもまだシステムということには至っておりませんが、何らかの仕組みは必要ということで国のほうにも要望させていただいておりますので、検討中ということで考えております。

**○天明委員**

先駆的な取り組みだと思いますし、これから居所不明児童がこんなに長くかかって一人一人確認するというのがすごい作業だったというのは皆さん身にしみていると思うので、全国に展開されることを願っています。

**○天明委員**

予期せぬ妊娠など、対策1のところ窓を設置してくださるということも非常に好ましいものなのですが、予期せぬ妊娠に待ちでいる、待っている窓を設置することについて、ちょっと心もとない感覚があります。例えば産婦人科とか助産院だとか妊娠がわかる場所と連携して、アウトリーチでそちらを攻めていくというやり方はできないのでしょうか。

**○事務局**

若い若年の方たちが医療機関などにかかる前の段階で、妊娠したかどうかわからないまま、時間が経過してしまいどうしよう困っているなどの問題があり、受診前にアクセスができるという環境を1つは整える必要がある

と考えています。このため、気軽に電話やメールなどで相談できる窓口を設置したいと考えております。先生にご意見いただきましたように、産科の医療機関にかかっている医療機関の受診を中断してしまうということも十分考えられることですので、体制としては、相談から支援まで医療機関などとも連携をとりながらできるように整えていきたいと考えております。

#### ○新井委員

今の妊娠SOSについて、熊本のこのとりのゆりかごというのが日本に初めてできて、全国から妊娠の相談が集中しているようなのですが、熊本のケースの場合は医療機関、産婦人科の医院ですので、その相談を受けた方の支援をその場所で行って、さらに生まれた子どもの行き先も支援等を行っているケースがあるわけです。横浜市としては、子どもの最善の利益を考えた場合に、若年等で予期せぬ妊娠で養育ができない、見込めなかった場合の子どもを、その後どのようにしてルートに乗せていくのかというところまできちっとシステム、体制を整えていただければと思っております。できるだけ乳幼児は施設に入れずに家庭養護が最善であると、今、国連も言っておりますので、横浜市でも新生児委託という特別養子縁組で、生まれたら施設に入れずに家庭に、新しい親御さんをすぐに子どものために用意するというような体制まで整えていくことを想定されているのかどうか伺いたい。

それから、先ほどの居所不明児のご説明で、体制を整えて、区役所の戸籍ですとか学校ですとか児童相談所が連携して子どもの居場所を確認するというシステムをつくり上げられたのはすばらしいと思うのですが、今、マイノリティーではありますがもう一つ問題になっているのが、無戸籍の子どもという問題があります。戸籍がないと区役所では確認がとれない。学校にも行かせてもらえずに家の中にずっと長い間いて、結局18以上になっても就職もできない、アパートも借りられないという大変な苦勞をなさっている方がいらっしゃるということで、この問題について行政について何か取り組みをされているのかということも、あわせて伺いたい。

#### ○事務局

施設か、それとも特別養子縁組や里親などを中心とする施策で展開していくのかについて、これは非常に大切な問題だと思ひまして、これからやはり私たちも特別養子縁組そして里親は、前向きに積極的に取り組んでいかなければならないと認識しております。今回、これから取り組むに当たっては、今例えば妊娠SOSですとかさまざまな虐待施策がございますが、これらが別々に動いても何の役にも立たない。やはりきちんとその制度や我々がつくった仕組み、これらが結びつきながら虐待予防と、そして未然に虐待を防いでいくのだという視点を中心にしながら事業展開していくということがとても大切だろうと認識しております、その一環として、施設や里親養子縁組をしっかりと活用していくというような視点から事業に取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○事務局

戸籍がない児童への対応について、国のほうでも調査等を行っているところでございますが、福祉の事業ですと、保育園の入所ですとか学校ですとか各種手当等につきましては、居住さえ確認できれば受けられるというような状況です。ただ、その後のさまざまな課題というところでは、いろいろございますので、今、国もあわせて検討という状況です。あと、これに関しましては市民局のほうで担当しております、そちらで所管として進めているところでございます。

#### ○飯田委員

予期せぬ妊娠ということなのですが、医療受診できる人ならばいいのです。多分若くて、市販薬で妊娠かどうかを診て、その後どうしていいかわからないという非常に若い人たちが、どこで受けとめてあげるかということなのですよね。だから、このとりなどでも、だからこそそういうところを相談できるというのがありますが、ぜひそういった子どもたち、と言うのもおかしいのですが、医療にもかからず、当然のことながら母子手帳なども持たずそのまま時間が過ぎていくということがないように、早目にそういった子どもたちの相談窓口というものをぜひ検討していただければと思っております。

#### ○櫻井委員

その妊娠検査薬のことで私も思うのですが、妊娠検査薬を製造しているメーカーさんとタイアップをして、中に入れる使用説明書の中に「困ったときには」とか、あるいは、そういう商品を取り扱っている薬局に、若い子が妊娠検査薬を求めてきたらこのチラシも一緒に入れてくださいとか、そういう具体的な情報発信はもっとしてもいいと思います。やはり大学生ぐらいが妊娠すると、まず検査薬なので。それは早い対応のほうがいいと思います。

#### ○事務局

思春期の若いお子さんが受診できないで悩んでいる時に、相談窓口にアクセスできるようにしていくことが重要というご意見だと思います。私たちも、今ネットやメールが子どもたちの中心的な情報手段になっているとい

うところもありますので、メールで相談を受けられるSOSの窓口にしていきたいと考えております。

また、相談できる窓口があるということ、若い世代の方たちにどのように伝えていくかという、その伝え方の問題がとても重要ではないかというご意見をいただきました。この点につきましては、学校などの協力を得たり、先ほど薬局などの協力もというご提案もいただきましたので、さまざまな工夫をして、思春期の若い世代にそういう窓口があるということを周知できる方法を工夫してまいりたいと思います。

#### ○櫻井委員

この児童虐待対策の推進についての中の人材育成になるのか対策6の社会的養護の推進になるのか、両方にかかわってくる問題だと思うのですが、虐待を受けた子どもたちを保護する、自立を支援するというのはとても大変なことです。下手をすると、保護先でも、子どもに巻き込まれて、被措置児童等虐待に陥りかねない危険性が大変高いですし、時々これはしつけの一環だからということで、容認しているわけではないのだろうけれども仕方がないという雰囲気が現場で流れることもあります。ですから、里親さんも含めて、要保護児童にかかわる人たちに対して、虐待を受けた子どもたちへの対応の方法だとか、そういった被措置児童等虐待を防止するための取り組みというの、1つ何かこの柱の中に入れていただけたらいいかなと思います。

#### ○事務局

被措置児童、虐待を受けた子どもたちが措置されまして施設に入所することは多々ございます。受け入れる職員も、そういったお子さんを受け入れるときには慎重になっておりまして、その前に一時保護所の中でいろいろなメンタルのケアをした上で入所してくるわけですが、職員としても、どういった背景だったのか、そういうことも十分児童相談所と連携しアセスメントをいたしまして、施設の中で安心して自尊心を取り戻すような生活ができるように一生懸命支援をしているところです。そういった職員の方々の資質向上ということもこれから図っていかねばいけませんが、あわせて私どもも、職員の育成については課題の1つであると考えておりまして、これから進めていかねばいけないものと思っております。

#### ○新井委員

児童相談所のことについてなのですが、身近にとっても接する機会が多くて、皆さんのご苦労を肌でひしひしと感じているわけなのですが、多くの施策の中に児童相談所の名前がたびたび出てきて、限られた人数でこれだけの仕事を本当にやれるのだろうかとか非常に心配になります。虐待対応だけでも、もうパンク状態ということ常々伺っていて、さらに27年度の主な取組では、人材育成ということで児童相談所の職員の皆さんの対応力の向上ということで勉強もたくさんしないといけないという中で、異動されてしまって、2年か3年、早い方は1年で担当が変わるという方もいらっちゃって、専門性をスキルアップしていきながら、やっと身についたと思うと異動ですみたくない形が起これるのではないかと、とても危惧しております。児童相談所の専門性を固定化してプロフェッショナル化していく体制、それから児童相談所でなくてもできる業務はできるだけ他の、例えば民間であったり、静岡市が行っているような民間委託というようなことも考えて業務分担という、児童相談所の体制をとにかく充実させていくということのお考えがありましたら、伺いたい。

#### ○事務局

児童相談所の業務は非常に多岐にわたりまして、虐待以外の業務もある中で、虐待の通報件数もこれだけふえてきておりますので、職員の負担はかなり大きいということは皆さんも承知のことだとは思いますが、ただ、内部でできること、例えば会議参加人数を減らす、合理化する、あるいは夜間の勤務を制限する等、細かいさまざまな工夫はさせていただいております。人材育成に関しましては、私は基本的にOJTだと考えております。外部へ研修、これももちろんしてはいますが、やはりスーパーバイザーたる係長、あるいは私も事例検討会のようなものを所内で定期的にかけておりますけれども、あるいは面接に陪席させる等、人材育成は基本的にはOJTで考えております。ただ、実は児童相談所の社会福祉士が平均3年ほどなのです。ですからその蓄積に関しましては今後、人の異動についての配慮をさせていただきたいと思っております。

#### ○事務局

若干補足させていただきますと、虐待というと児童相談所ということでマスコミなどにも取り上げられるのですが、実は法的には市区町村、横浜市で言うと区役所にも通告が入ることになっておりまして、現実、実際には区役所でもかなりの部分を取り扱っているという現状がございます。横浜市としては、児童相談所も区役所も持つ自治体ですから、先生がご指摘の民間、そういう資源があれば連携していきたいと思いますが、横浜市としては児童相談所と区役所、この2つのパワーをどういうふうにくみ合わせて使っていくのか、その辺が課題だろうと思っております、今後ともそれはいろいろな機会に考えていきたいと考えております。

#### ○事務局

さらに加えて、静岡市ということで、今、委員のほうからいただきましたのは、児童虐待そのものへの対応というより、里親の推進の関係のことだと考えております。例えば里親さんのリクルートですとか、普及啓発、研修、それから委託をされた後のフォローですとかそういった部分を、都市によっては一部民間委託、あるいは

里親会さんのほうに委託しているような場合というのがあると聞いておりますので、そのあたりを研究させていただいて、私どもとしましては、その部分については児相の手を少しすかせていくようなことも含めて検討してまいりたいと思います。

#### ○長谷山委員

予期せぬ妊娠というところで、私たち、不妊治療してやっとできたお子さんたちなのにもかかわらず、障害があったり難病だったりということで、とてもそこで受け入れられないというケースを見るのがとても多いです。なので、そういう意味でもやはり、病院との連携というのをとても大事にやっていただかないと、育てる経済力もあるにもかかわらず精神的なところで受け入れられないというケースを見ていますと、本当にとっても心が痛みます。そういう意味でも、病院と児相との連携というところをしっかりといただけると、と希望しております。

#### ○事務局

医師会の産婦人科医会に対する働きかけは、我々も行っております。ただ、産婦人科医会の中で、関心の高い方とそうでない方とかなりありまして、関心を持っていただける方はまだ一部なのかなという印象は持っておりますので、今後そのあたりの広報活動は課題だと考えております。

#### (3) 横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用について

事務局より説明

#### ○新保委員

対象となる人の中の①に「婚姻したことがなく」と書いてあります。このことは、当該児童をめぐる婚姻ではなくて、過去に一度でも婚姻をするという条件があった場合には対象から外れるという制度設計なのでしょうか。もしそうだとするならば、なぜそのような仕組みになっているのかということについて、伺いたい。

#### ○事務局

今のご質問にお答えいたします。そのお子さんをめぐるということではなくて、婚姻歴の有無ということでは理解してございます。そういう制度設計となっている理由というところでございますが、婚姻歴のある方につきましては、もともと税法上の寡婦（夫）控除が適用されているということで、そちらから漏れている方についての不平等を軽減したいという趣旨ということで考えてございます。

#### ○新保委員

当該の子どもが生まれる前の段階で離別をしている、つまり、一度婚姻し離別した状態で、未婚で子どもが生まれるという、そういうご家庭は、この制度の対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

#### ○事務局

対象になると考えてございます。

#### ○新保委員

このペーパーを見る限りには、制度から外れているのかなと思えますので、制度の趣旨は今おっしゃったとおりではないかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

#### (4) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定について

事務局より説明

#### ○天明委員

資料10-1で、6の計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）のところ、「横浜市子ども・子育て会議」で審議を行っていきます」という形で、その会議のほうでやるからというように受け取ってしまっているのですが、最後にご説明いただいたように、わくわくできるようにとって市民参加でつくってきた事業でありますし、多分シンポジウムなどもやっていくと思われるので、その部分を記載していただいて、みんなでいいものにしていきたいと思いますというスタイルのほうがよろしいかなと思いました。

#### (5) 平成27年度予算について

事務局より説明

#### (6) 横浜市児童福祉審議会の新たな審議事項について

事務局より説明

#### ○佐々木委員長

新規に設置される放課後部会に所属する委員につきましては、横浜市児童福祉審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、委員長の専決で決定をさせていただきます。

資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員名簿</li> <li>2 事務局職員名簿</li> <li>3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱</li> <li>4 保育所、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園の認可等に関する審議について</li> <li>5 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正に対する意見（案）</li> <li>6 部会報告（里親、保育、児童、障害児）</li> <li>7 児童虐待対策の推進について（27年度の主な取組と26年度の主な実績）</li> <li>8 児童虐待による死亡事例の検証について</li> <li>9 横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用について</li> <li>10 横浜市子ども・子育て支援事業計画概要、冊子</li> <li>11 平成27年度こども青少年局予算概要</li> <li>12 横浜市児童福祉審議会の新たな審議事項について [参考資料]</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度健康福祉局予算概要 [抜粋]</li> <li>・ 平成27年度教育委員会予算概要</li> </ul>
特記事項	なし